



平成 21 年 11 月 19 日

会社名 株式会社 九九プラス  
代表者名 代表取締役社長 深堀 高巨  
コード番号 (JASDAQコード: 3338)  
問合せ先 経営企画室  
広報・IR 担当部長 岡村 章生  
TEL 03-6863-2899 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 1 月 21 日開催の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、定款第 10 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、このたび当社は、本臨時株主総会において「第 1 号議案 当社と株式会社ローソンとの株式交換契約承認の件」を付議し、この第 1 号議案が承認されますと、株式交換効力発生日以降、当社の株主は株式会社ローソン 1 名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

したがって、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 10 条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、これに伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本定款変更のうち、現行定款第 10 条（定時株主総会の基準日）の削除およびこれに伴う条数の繰上げに係る変更は、本臨時株主総会において「第 1 号議案 当社と株式会社ローソンとの株式交換契約承認の件」が承認されることを条件としてその効力を生ずるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。	(削 除)

第11条 ～ 第42条 (条文省略)	第10条 ～ 第41条 (現行どおり)
-----------------------------	------------------------------

3. 日程

臨時株主総会開催 平成 22 年 1 月 21 日 (木)  
定款変更の効力発生日 平成 22 年 3 月 1 日 (月)

以上